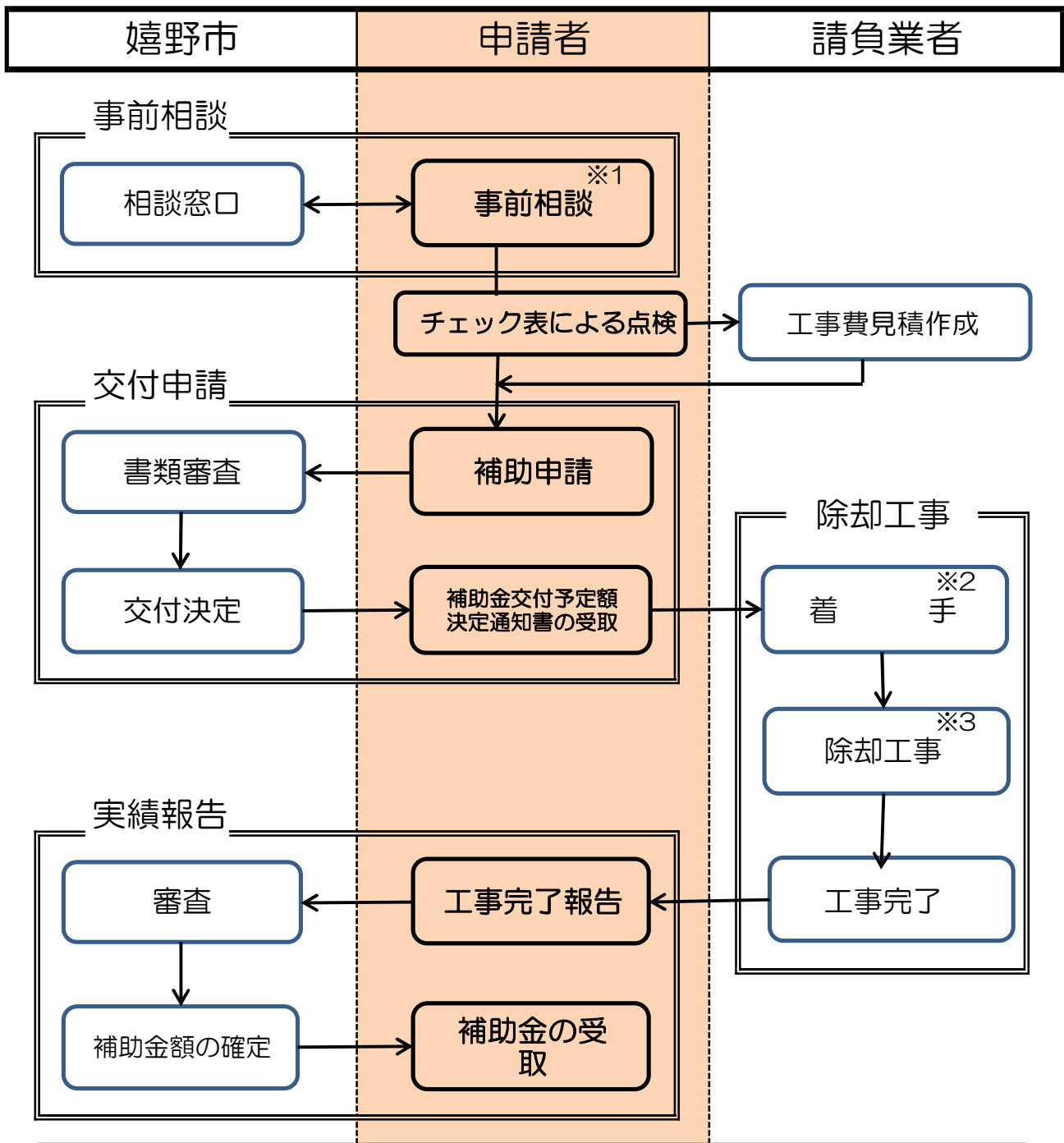


交付手続きの流れ



【注意事項】

- ※1 必ず事前に補助の対象となるかご相談の上、お申し込みください。
- ※2 補助金交付予定額決定通知書の交付日以前に工事を着手した事業は補助の対象外となります。必ず事前に申請を行ってください。
- ※3 工事の完了報告の際には、申請を行った全ての除却箇所について除却前後の写真が必要です。撮り忘れ・漏れが無いようご注意ください。

ご質問・ご相談はまず市役所へ

嬉野市役所 建設部 都市計画課

〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

TEL: 0954-27-7020 FAX: 0954-27-7077